
**平成29年度 第3回
川口市障害者福祉計画等策定委員会
議 事 要 旨**

【日 時】 平成29年12月1日（金）13:00～15:30

【場 所】 川口市役所本庁舎2階第3会議室

【出席者】

1 委 員

田中委員長、猪野塚副委員長、新谷委員、櫻井委員、森委員、小谷委員、田辺委員、山崎委員、松本委員、小巻委員、吉田委員、西村委員、森田委員

2 事務局

池田部長、日露次長、藤田次長、小柳課長補佐、蛭名課長補佐、松崎係長、稲森主任、加藤主任、木内主事

【日 程】

1 開 会

2 議題

（1）次期計画骨子（案）について

3 その他

4 閉 会

【配布資料】

- ・ 第3回川口市障害者福祉計画等策定委員会次第
- ・ 川口市障害者福祉計画等策定委員会席次表
- ・ 川口市障害福祉に関するアンケート調査報告書
- ・ 資料1 障害者施策推進の主要課題
- ・ 川口市障害児者総合福祉計画（骨子案）

[議事要旨]

1 開 会

委員長より、開会の挨拶が行われた。

2 議 題

(1) 次期計画骨子(案)について

【説明】

事務局より、「川口市障害者福祉計画(骨子案)」について説明が行われた(資料1、骨子案)。

【質疑応答・意見】

- (委 員) 主要課題で早期発見・早期療育に触れなくてよいのか。発達障害の疑いのある子が発見されず、学校教育が始まってから困難さが際立ってくるという問題があるので、対応が必要である。
- (委 員) 専門医が少ないため全てには対応できないし、症状が軽い場合は様子を見ることもある。子ども発達相談支援センターが中心になって早期発見できる形になると望ましい。
- (委 員) 骨子案に発達障害のある子どもについての記述はあるが、発達障害の疑いのある子どもや家族への支援がない。例えば発達障害の疑いのある子が学校にどの程度いるのか、どのような困り事があるのかという実態調査をしてもよいのではないか。
- (委 員) 発達の課題がある子にサインが出始めるのは小学校二、三年生である。そのころに適切な支援ができれば、対応できることは多い。
乳幼児健診等での医師の気づきや保育所・幼稚園の先生の気づきが流されてしまっている。医師や先生の気づきを就学につなげることが非常に大事である。
- (委 員) どこかのタイミングでどこかの専門家がリスクに気づいても、様子を見ようということであやむやになってしまうことがよくある。
- (委 員) 親としてはなるべく障害というレッテルを貼りたくないという心情がある。また、専門医でも見方が違う場合もある。さらに、最初から障害のある子どもだとはっきりする場合もあれば、成長とともに障害の度合いが変わる場合もある。いずれにしても、ケース・バイ・ケースでどのような支援が必要かについて、総合的にいろいろな分野から検討する必要がある。一人の医者診断を信用していたら実は大したことがなかったとか、健康診断で見落とされなければもっと早くに対応できていたのにとということが後からわかっては困る。
- (委 員) 保育園に少し発達のおくれた子が一定数いるが、親が認識している場合と認識していない場合がある。認識していない場合、現場の先生が最初に違和感に気づくが、それを保護者に言えない。言うとも怒る親が多いこと、卒園時には改善されて何ともない場合もあることが言えない理由である。専門医でない人が保護者に進言するのは難しい。
普通の園に少し発達のおくれた子がいると園の行事が進まないため、早目にクラス分けができれば園の運営ももう少しよくなる。
- (委 員) 保育園の園医をやっているが、健診で違和感に気づくことがある。やはり保育園の先生からは保護者に言いにくいらしいので、「園医がこのように指摘しており、一度専門医にかかってほしいという話があった。ただし、あくまで健診という短時間で診た結果なので、

絶対に発達に問題があるとは言えない。」というふうに伝えてもらうようにしている。ただ、各保育園で同じような対応ができていないかはわからないし、私は専門医ではないので見落としの可能性もある。専門家集団の介入や相談が必要である。

(委員) 小学校で課題がある子が見つかった場合、保護者に話をするときは第三者がいたほうが理解が進む。保護者の受容という点で課題がある。

県のデータでも、発達に課題があると思われる子どもが6.4%いると出ている。保育所や小学校の先生も普段違和感を覚えることがあると思うし、発達障害という言葉も広がってきているので、アンテナは高くなっている。ただ、例えばWISCを実施して具体的なアドバイスにつなげるまでに時間がかかるし、専門家でないとWISCを実施できない。そのため、選別するのではなく、学校現場で丁寧に支援できる方法を考えていこうという方向に向かっている。

(副委員長) 発達障害等の見えにくい障害に対する早期発見・早期支援は必要だが、その課題に対しどのような形で対応していくのか。例えば骨子案35ページ「ライフステージに応じた支援」に具体的に落とし込んで、市民の方にもよく理解していただけるような計画が必要である。

(委員) 資料1の4ページ「就労支援の充実」に関して、障害者、特に精神障害者と難病患者の離職者が多い。離職率の問題の陰には、能力があってもよい職につけないことや理解されないという問題がある。ジョブコーチとして精神保健福祉士やソーシャルワーカーを雇用しようとしても、人数に限りがあるための民間で雇用する人材がない。私たちも現場で教育したり、一度企業を辞めて資格を取ってもらったりするなどの工夫をしているので、今後ともモデル事業の中でよいデータを出して、住みやすい川口市をつくっていただきたい。

(委員) 災害時に関して、一次避難所・二次避難所というのが理解しにくいし、車椅子の方や全盲の方が避難勧告を出されても、外に出た途端に命を落とす危険がある。避難所に行くより自宅で生活するほうがよいという考えの障害者も多い。避難所へ行っても、一般の方やほかの障害者の方と過ごすことには難しさもあるので、川口市において先進的な取組みができないか。主要課題に(13)として項目自体はあるが、どうすればそれぞれが避難場所まで命をつなぐ生活ができるかが肝要である。

(委員) 骨子案38～39ページに基本施策が1から6までであるが、障害児への支援が重要な割には後ろのほうにある印象を受ける。一般市民は計画書を全部見るというより、基本施策あたりを1から順に読んでいくと思う。「障害児とその家庭への支援」はもっと前にあってもよいのではないか。

(委員) 一般の人は福祉関係のものはあまり頭に残らない。漢字の羅列ではなく、もう少し目を引いて頭に残るような計画名がよい。

(事務局) 例えば、川口市高齢者福祉計画と川口市介護保険事業計画は一体のものとして策定することになっており、2つの計画を1冊にして、「やさしさあんしんいきいきプラン」という名称をつけている。

(委員) パターンが決まっていたほうがこれまでの計画と比較しやすいので、このままのスタイルでよいと思う。

(委員長) 漢字だけであっても、「児・者」として中点を入れると印象が変わるかもしれない。

(委員) 「総合」を削除して短くしてもよい。

- (委員) 法律であるし、言葉一つで意味が変わってしまうため、漢字が多いのは仕方がない。
- (委員) 資料1の1ページに「多くの卒業生は高等学校に準じた教育で終わっている」とあるが、その先をどうにかしようとしているのか。また、「準じた教育」とは一般の教育とどのような整合性があるのか。高等学校に準じた教育を受けた者は大学に入学する資格があるのか。
- (委員) 資料1の6ページ「日常生活を送るために必要な支援の充実」では、卒業後に円滑な日常生活又は社会生活を送るために学齢期に必要な支援として、ライフスキル訓練やソーシャルスキル訓練が挙げられている。しかし、骨子案36ページの「成年期・壮年期」では、卒業後に社会に出ていく進路として一般就労か福祉就労かしかない。学校教育を終えてすぐに就労するのではなく、職業訓練や自立訓練、生活訓練をする場があるほうがよい。あるいは、既存の日中活動支援の就労移行支援事業の中で保障するなり、就労継続支援B型の事業所において障害のある若い人向けにプログラムをつくるなり、何らかの対応策が必要である。骨子案36ページに、主要課題で挙げられたニーズに応える形で、卒業後の選択肢を増やしていくような記述ができればよい。
- (委員) 障害があっても、とても能力があり、専門職で生活を送っている方もいる。そのような道も模索できるような計画が大事である。福祉作業所で働くばかりではなく、もう少し夢を与えるような道もあってよい。
- (委員) 骨子案1ページの「策定の背景と趣旨」について、1980年に出された障害分類はできなさを測る概念だったが、2000年代に入って参加や活動に移行してきている。国も県もそのような大きな価値観の変更の中で動いていると理解しているので、その辺りのことを簡単にでも触れておいたほうがよい。
- (委員長) 障害者権利条約を批准するために国の状況を変化させてきたこと、障害者権利条約の中で障害の捉え方が変化してきたことをどこかに記載したほうがよい。
骨子案31ページに「リハビリテーション」という言葉が出てくるが、個人の自助努力というイメージが強調されてしまう。今は社会のほうが変わっていかねばならないという考え方である。
- (副委員長) 障害者権利条約批准に向けた国内法整備があり、環境という部分が障害者を取り巻くところでは重要な位置を占める。環境面を重視していくような捉え方が川口市の福祉計画の中にあるとよい。
- (委員) 骨子案32ページの基本目標3に「バリア」「ユニバーサル」という言葉が出てくる。
可能であればわかりやすい日本語に置きかえたほうがイメージしやすい。
- (委員長) 「社会的障壁」という言葉もよく使われているが、かえって難しい。
- (委員) 正確な言葉ではないが、わかりやすさを優先するなら「壁」でもよい。
- (委員) 後で「バリアフリー」という言葉が出てくるので、「バリア」のままでよい。
- (委員) 「ユニバーサル」は一般的にはわかりにくいかもしれないが、ユニバーサルという言葉は私たちにとっては大事な言葉であったと思う。
- (委員長) 用語説明はすぐ下に書いたほうがよい。ここは「ユニバーサルデザイン」としたほうがよいか。
- (委員) そのほうが無難かもしれない。
- (委員) 文章としてはユニバーサルを入れなくても通じる。

(委員長)「ユニバーサル」を削除もしくは「ユニバーサルデザイン」とし、用語説明はすぐ下にあるとよいと思うが、この辺りは全体を見ながら考えたい。

(委員)骨子案31ページの基本理念で、「ともに」とは、障害のある人もない人も含めた地域住民という概念で捉えればよいか。

(委員長)「すべての市民」ということで「ともに」という言葉を使っているのではないか。

(委員)案1は「ともに」「みんなが」、案2は「ともに」「誰もが」「共生」が重複しているので、この中なら案3がよい。

(委員)できるだけ短いほうがよいと思うので、案1は「ともに」を削って「支えあい、みんなが輝くまち」でもよい。基本理念はみんなにわかりやすいことや目に入りやすいことが大事だと思うので、少し曖昧であっても短いほうが望ましい。

(委員)「高等学校に準じた教育で終わっている」という、一般の大学に入学できるような状況にはないような表現があるが、高等教育に準じた教育を受けた場合、大学に入れるような学業が身につく状況ではないということなのか、病気が原因なのか。

(委員長)発達障害の方や精神障害の方はさほど問題なく大学に入学する場合もあるが、知的障害の場合はやはり難しい。身体障害の場合は、大学側のバリアフリーの程度や授業での支援状況等の受け入れ体制による。大学がきちんと障害のある方を受け入れる体制をつくっていくことが求められている。

(委員)大学に入学するだけの学力が身につかないということが当事者としては一番考えるところだと思う。

(委員)今ある制度や施策を充実させるというのは具体化して書きやすいが、主要課題の中には現在の施策や制度では対応できないものがある。そういったものをどのような形で計画に反映させて盛り込んでいくのがポイントである。例えば、主要課題として本人も親も高齢化していることによる不安が挙げられており、具体的にはグループホームの整備を求める声大きい。しかし、今のグループホームは、日中は利用者にそれぞれの活動場所に行っていただく前提でつくっており、高齢化して日中活動の場に参加しにくくなってきた方が安心して暮らせるグループホームというものはない。単に「グループホームの整備を推進する」と書いても解決しない。若い人たちの生活訓練の場所をどうするかについても同様である。

また、日中活動の中で受け入れてもらえない重度重複障害の方や強度行動障害の方が困っているという実態があるので、ただ日中活動の場を整備・充実させるのではなく、施策が必要である。例えば、多くの支援が必要な方を受け入れているところには助成制度をつくる、行政が肩入れして受け入れられるような場をつくるなど、課題に対して解決策を検討したり、関連する施策や先進自治体の取組みを研究したりしていかないと具体性に欠けるし、市が抱える課題に答えられない。

(委員長)成年期・壮年期が18歳～64歳と長いので、卒業後すぐの成年の支援、30代～40代への親なき後を見据えた支援と、分けたほうがよい。

(委員)行動障害や重症心身障害のある人の受け入れは難しいという現実を認識して計画に落とし込むとしたら、量的な整備だけではなく質的な整備が課題になるし、安心してかかれる病院の整備も重要な地域課題になる。どこの社会資源に行っても断られてしまう人たちがいるので、公平性を確保するための目標や施策づくりになるとよい。

骨子案33ページの基本施策1に「障害についての正しい知識を広め、障害者に対する理解をより一層深める」とあるが、「障害についての正しい知識」が何を指しているのかを整理をしないとイケないし、それを理解することが障害のある人への理解ということになるのかも疑問である。

骨子案33ページの基本施策2に「施設入所者や退院可能精神障害者の地域生活への移行」とあるが、精神障害の入院と施設入所支援を同じ概念で語ってよいのか。

入所施設ですっと暮らしたいという人もいるため、入所施設を利用している人の地域生活も施策として考えていかなければならない。

今は医療が進んで障害のある人も長生きするようになってきたが、どのような老化症状が出てくるのかについては個別の対応でしかないため、その辺りの調査を行う必要がある。問題なのは高齢化ではなく、制度が高齢化に伴う変化にマッチしているかどうかである。

(委員長) 基本施策の順番については、まず地域共生社会の実現という大きな理念があり、次はライフステージの最初である子ども、それから自立支援、社会活動、医療、まちづくりと続く形がよいのではないか。

(委員) 素案が固まったところで各課にフィードバックして、それを参考にしながらもう一度施策を考えてもらうことは可能か。

(事務局) 計画の最終案を各課に提示するのが年度末になってしまうため、策定委員会の意見をすぐ施策に反映することは難しい。将来を見据えた課題をこの計画の中で提案し、来年度以降の施策の方向性を示しておくという形になる。

(委員) 骨子案51ページで「(2) 精神障害者にも対応した地域ケアシステムの構築」が削除されているが、「精神病床における1年以上の長期入院患者数」の詳細データがないのは、県からデータが出るということか。

(事務局) 国の基本指針には市の計画に定めるものと都道府県の計画に定めるものがあり、骨子案51ページの部分は都道府県の計画において定めるものであったため、削除した。

(委員) 川口市の「福祉施策」であり「福祉医療施策」とは言っていないが、精神障害は医療が関係する。最近では国の施策でも退院促進を進める方向になっているが、施設や家庭で受け入れられず、どこに行けばよいかわからないということも聞いている。精神医療や退院支援等について触れていただければと思う。

(委員) 骨子案45ページの基本施策1について、「障害者と家族の高齢化への対応」という表題だと、若いうちは親のところになさいと言われていたような気になってしまう。自立を支えるという方向性でもよいと思う。

「施策の展開方向」で「生活の場の確保」と「入所施設の整備」が別になっているが、自宅、グループホーム、アパート、入所施設のいずれも生活の場である。入所施設の整備は課題としてあってほしいが、「滞留型」という表現はよどんでいるイメージがある。アンケートを見ると、安心して入所施設に居続けたいというニーズがあるので、入所施設にいたることが悪いような印象になってしまう記述にはできない。

相談支援の場合、何かあったらいつでも言ってくださいという形だと失敗する。アウトリーチをはじめ、何か起きる前に対応できるような仕組みをつくっていききたい。市も相談支援センターの情報提供等をきちんとやっていると思うが、どんなに情報提供をしても知らない人もいるので、障害のある人だけではなく、その周囲の人たちも含めた仕掛

けが必要である。

市外の入所施設を利用している人が約300人いる中で、「地域生活への移行」が具体的にイメージできないが、どのように考えるのか。

(事務局) 地域移行に関しては、ずっと市外の入所施設で生活してきた方の場合、その施設の近郊にグループホームという社会資源が用意できれば一番スムーズである。

(委員) 養護施設にいる子どもは18歳になると退所するが、帰る家がない。もともと川口市にいた方は川口市で住む場所を探さないといけないし、障害のある方はグループホームで受け入れという話になる。そのため、地域移行は入所施設や入院している方だけではなく、子どもも含めて受け皿を考えていかなければならないし、そういう子どもたちにとってみれば、今まで暮らしていた場所と違う場所が新たな生活の場になるので、周到に準備をしなければならない。地域移行の受け皿をどの程度つくるべきかを考えるときは、入院している人、入所施設にいる人以外の要素も含めた目標量を設定する必要がある。

(委員長) そのような子どもの場合は、金銭管理も含めた支援があれば、グループホームではなくアパート等でも暮らせるかもしれない。

(委員) どのような人が何人退所するかがわかるので、見通しは立ちやすい。

(委員) 施設から出てすぐ一人で暮らすというのは冒険的なので、施設にいるときから地域移行を意識した取組みが必要になる。それに、グループホームで暮らすにせよ、アパートで暮らすにせよ、18歳になったらその地域で暮らせるような具体的な力をつける場も必要である。

(委員) 骨子案45ページに「『しらゆりの家』の充実」とあるが、短期入所のあり方や今後についての検討を押さえたほうがよい。緊急の受け入れを優先すると、自立支援のための体験事業が後回しになってしまう。

3 その他

事務局より、次回の策定員会の開催日程と意見提出の締切について連絡があった。

4 閉会

副部会長より、閉会の挨拶が行われた。

以上